

生活道路拡幅事業計画
～今後優先的に整備する路線～
改定版

平成 29 年 3 月
立川市まちづくり部道路課

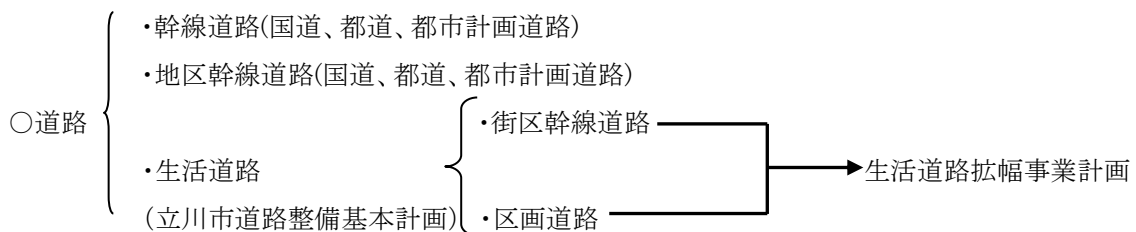
1. 事業の主旨

立川市は、立川市道路整備基本計画(平成 12 年3月)において幹線道路・地区幹線道路(国道、都道、都市計画道路)を除く道路を生活道路と位置付け、このうち、幹線道路と地区幹線道路を結んで地区の軸となる道路を街区幹線道路に、また、地区幹線道路に囲まれ、住宅等へのアクセスを主たる機能とする道路を区画道路と定めている。

生活道路の整備は、狭あい道路拡幅事業(昭和 63 年)として整備を進めてきたが、交通量の増大や人と環境にやさしい交通体系の整備が求められるなど、交通環境の変化に合わせ、事業手法を含めた抜本的な見直しが必要となったため、第3次基本計画(平成 22 年8月)など諸計画との整合を図り、生活道路拡幅事業計画(以下、「計画」という。)を平成 23 年 2 月に策定し、良好な道路環境の形成に向け事業化を進めてきた。

計画策定から5年が経過し、前期整備路線の5路線のうち3路線が完了、1 路線が一部完了している。

本計画では5年ごとに事業の見直しを規定していることから、事業の執行状況などを考慮のうえ計画の見直しを行うものである。



2. 事業目標

本計画の対象となる生活道路は市民の日常生活に密着した道路であることから、住宅地における歩行者の安全性や快適な居住環境の向上を図るとともに、緊急車両の通行や消防活動困難区域の解消など防災性の向上を図ることを事業の目標とする。

3. 事業の期間

本計画は、平成 22 年度からの 15 カ年計画とし、5 年ごとに「前期」、「中期」、「後期」と計画期間を設定して整備優先路線を定め、「中期」、「後期」については、5 年ごとに路線、幅員等を含めて見直すこととしている。

「前期」の計画期間を振り返ると、計画期間の 5 カ年で整備優先路線 5 路線のうち 3 路線が完了、1 路線が一部完了しているが、これは計画策定以前から事業着手していた路線が含まれていたため、路線の整備には住民説明、測量、用地買収、設計、築造等といった工程を踏む必要があり、5 年以上を費やしていることが現状である。

また、今後、事業を進めていくには、用地買収、築造費等の財政面での負担や整備路線の用地確保、交通形態の変化など整備路線周辺の住民の協力が不可欠となる。

これらの状況を踏まえ、これからの 10 カ年を計画期間と定め、整備優先路線の整備を進める。

4. 整備優先路線

1) 整備優先路線の考え方

路線の持つ特徴、性格、位置づけ、さらに地域的な特性などを考慮するとともに整備路線を線として捉えるのではなく、周囲を含めた面として捉える必要があることから、以下の評価項目を見直して路線ごとに再評価する。

- (1) 当該路線を整備することによる機能性の向上
 - ① 交通安全対策の向上
 - ② 消防活動困難区域の解消機能
 - ③ 公共施設アクセスなど利便性の向上
- (2) 路線の現状による評価
 - ① 現況幅員
 - ② 現況歩道幅員
 - ③ 抜け道・迂回道路の利用程度
 - ④ 通学によく利用される道路
 - ⑤ 一方通行など
- (3) 当該路線を整備する緊急性・重要性を考慮した評価

2) 整備優先路線の候補

整備優先路線の考え方にに基づき各路線を再評価し、次の16路線を整備優先路線の候補とする。

① 北54号線の一部	約530m
② 南473号線	約350m
③ 北7号線	約550m
④ 南119号線・南167号線	約730m
⑤ 西1号線	約500m
⑥ 北150号線	約750m
⑦ 北85号線	約650m
⑧ 1級12号線の一部	約430m
⑨ 2級6号線	約420m
⑩ 北31号線の一部	約200m
⑪ 西62号線・北24号線の一部	約1,140m
⑫ 東73号線	約330m
⑬ 2級12号線・2級16号線	約1,170m
⑭ 2級14号線の一部	約460m
⑮ 東99号線延伸	約140m
⑯ 東26号線	約790m

※武蔵砂川駅北側地区関連事業の5路線は、当該地区のまちづくりを推進する観点から別途対応を図ることとする。

- ・南北街区幹線1号（2級25号線：事業中）
- ・南北街区幹線2号
- ・東西街区幹線
- ・東西道路2号
- ・2級17号線（平成29年3月末完了）

3) 整備優先路線の抽出

(1) 整備優先路線の抽出

道路用地の確保や築造工事などによる財政負担及び整備期間等を考慮し、整備優先候補路線16路線の中から次の5路線を抽出し、整備優先路線とする。

○西1号線（幅員7m）	約500m
○北54号線の一部（幅員7m）	約530m
○南473号線（幅員7m）	約350m

○北7号線（幅員7m）	約550m
○南119号線・南167号線（幅員7m）	約730m

ここで、前計画では整備優先路線に順位付けをして整備を進めることとしていたが、見直し計画では、より現実的な計画を進めるため、順位付けをせず、財政状況や地元住民の合意形成等の状況により整備を進めていくこととする。

（2）事業計画

現在事業中の西1号線は、平成33年度の完了を目途に整備を進める。

計画期間の10カ年の中で整備する路線数は、財政面や整備工程を考慮すると1～2路線が現実的である。このことから西1号線の事業進捗を踏まえ、路線の交通量、土地の利用状況、地元住民の合意形成等の状況を考慮し、整備優先路線の中から1路線を抽出し整備を進めていく。

5. 事業の進め方

1) 住民参加

各路線整備の際には、地区ごとに住民参加の説明会や懇談会等を開催し、住民の理解を得たうえで事業を推進する。

2) 住民からの要望による整備優先路線の検討

住民からの要望による整備優先路線は、地元理解や合意形成等、気運の醸成が図れていることを前提とする。市は、地元理解・合意形成が確認できた場合に、財政面を考慮しつつ、地元発意の整備優先路線として検討するものとする。要望の内容は以下のとおりとする。

（1）整備手法等に対する住民からの要望

4.3(1)で抽出した整備優先路線について、整備手法等を住民から要望された場合、その内容が事業目標を踏まえていることを前提に事業の実現性を検討するものとする。

（2）整備優先路線外の路線に対する住民からの要望

4.3(1)で抽出した整備優先路線以外の路線について、住民から要望された場合、その内容が事業目標を踏まえていることを前提に整備優先路線への実現性を検討するものとする。

3) 整備幅員

計画的に整備を進めるには財源の確保が重要となるため、東京都市町村土木

補助事業を最大限活用して事業化を図ることとする。東京都市町村土木補助事業における採択基準は、「道路構造令の規定に適合するもの」となるため、整備幅員は、道路構造令における計画幅員の規定に適合するものとする。

生活道路の区分は、原則第4種第3級以上とし、計画幅員は、7m以上（車線幅員3.0m×2車線、路肩幅員0.5m以上×2箇所）とする。したがって、新たに着手する路線の整備幅員は、7m以上で計画する。

なお、既に事業中の路線で7m未満の路線については、整備済みの幅員と同様に整備する。

また、5.2)(1)整備手法等に対する住民からの要望があった場合には、東京都市町村土木補助事業に適用するか調整し検討するものとする。

4) 用地買収方法

整備幅員は、道路中心からの振り分けを基本とし、現況幅員を差し引いた用地を買収する。(図1)

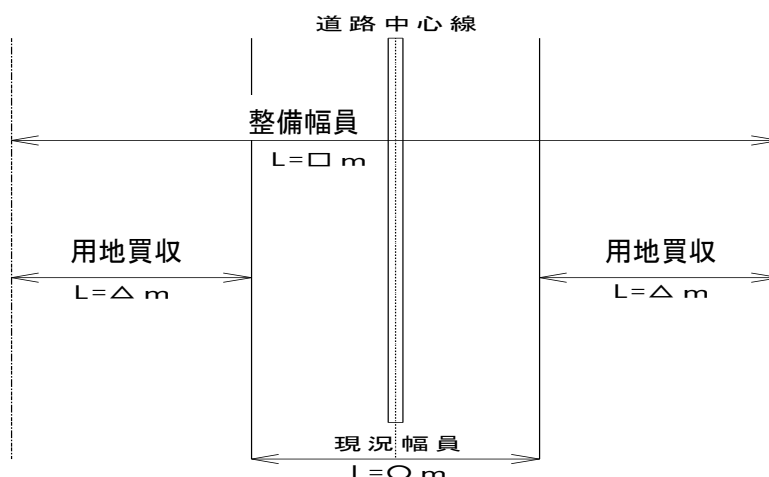


図1 用地買収方法（中心からの振り分け）

なお、本計画における用地買収価格については、立川市土地評価事務処理要項（平成15年12月26日付決裁）に基づき算出し、立川市財産価格審査会の審査により定めることとする。

また、建築基準法第42条2項における道路（2項道路）において片側に拡幅する場合、拡幅しない側の後退用地については、寄付または無償使用承諾とし、了解が得られない場合はL型側溝等の整備は行わないこととする。(図2)

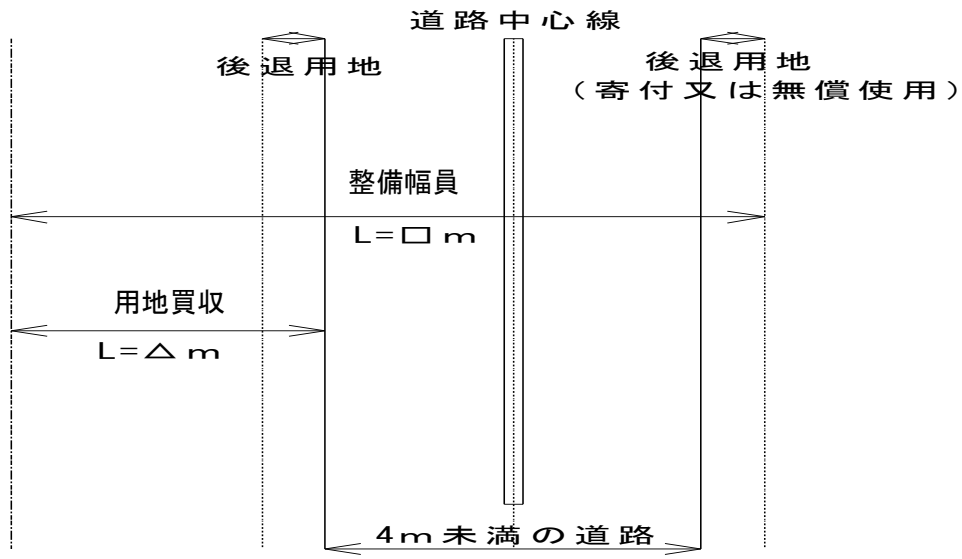


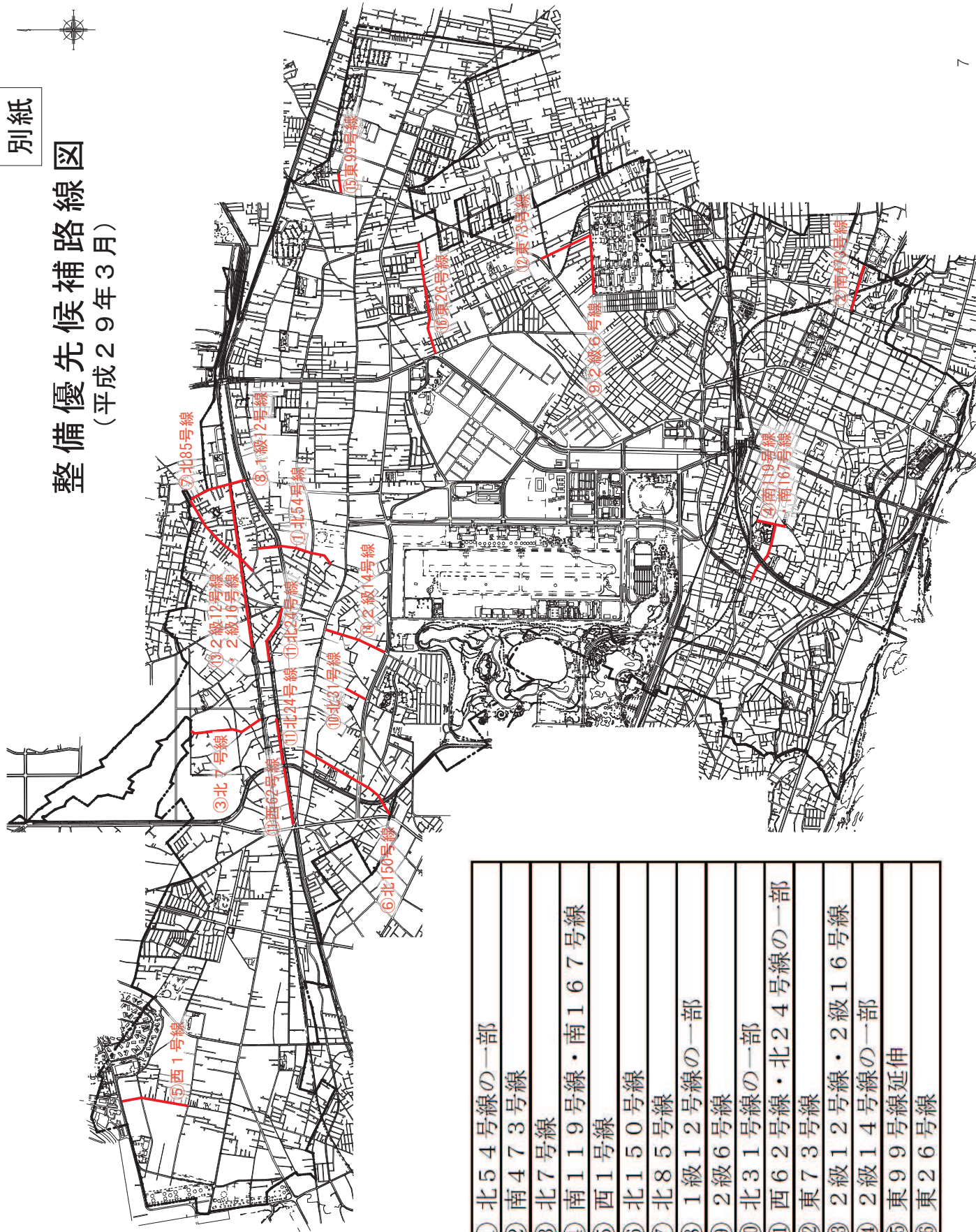
図2 用地買収方法（片側拡幅の場合）

5) 事業の効果測定について

多大な財源を要する道路整備を進めるにあたっては、その便益が投じた費用を超えるなど一定の効果が見込まれるものでなければならない。前計画立案の段階で行った事前評価について、事業完了後、少なくとも1年以内に事後評価を行うことを基本とする。

整備優先候補路線図

(平成29年3月)



①	北54号線の一部
②	南473号線
③	北7号線
④	南119号線・南167号線
⑤	西1号線
⑥	北150号線
⑦	北85号線
⑧	1級12号線の一部
⑨	2級6号線
⑩	北31号線の一部
⑪	西62号線・北24号線の一部
⑫	東73号線
⑬	2級12号線・2級16号線
⑭	2級14号線の一部
⑮	東99号線延伸
⑯	東26号線